

## 国立大学法人京都大学監事（常勤）候補者の公募について

（１）職名及び人数：国立大学法人京都大学監事（常勤） 1名

（２）任期：1年8か月（令和8年11月1日～令和10年6月30日）

（３）求める人材像：

国立大学法人である本学の監事監査は、組織体としての健全性を確保するためのものであると同時に、法人の使命である教育研究等の活性化を支援し、我が国の高等教育機関としての大学の質の維持・向上に資すること等を目的として行うものである。

このことから、本学の監事として業務を円滑に遂行していくには、次のような要件を満たす人材が望ましい。

1. 職務を遂行するにあたり、独立性の保持に努め、常に公正不偏の態度を保持しつつ監査を行う能力を有していること。
2. 監査意見を形成するにあたり、事実を確認し、必要があると認めるときは、外部専門家の意見を徴し、合理的な判断を行う能力を有していること。
3. 企業の役員等として経営や業務監査にあたるなど経営に関する専門的知識を有し、組織の監査を公正かつ適切に遂行できる能力を有していること。
4. 総長、理事及び教職員との意思疎通を図り、常に本学の業務運営状況を把握するとともに、業務運営上の課題の認識を深める能力を有していること。

（４）求める役割等：

● 監事は、法人の業務の監査を行う。

具体的監査事項

- ① 関係法令、業務方法書、規則等の整備状況及び実施状況
- ② 中期計画の実施状況
- ③ 予算の執行及び資金運用の状況並びに決算の状況
- ④ 物品及び不動産の管理状況
- ⑤ 人件費の状況

● 監事の権限

- ① 業務運営の状況を把握するため、運営方針会議、役員会、その他重要事項を審議する会議に出席し、意見を述べるができる。
- ② 業務運営に関する重要な文書を閲覧し、総長、理事及び教職員に説明を求めることができる。
- ③ 重要な財産の取得、処分及び管理の状況について調査し、総長、理事及び教職員に説明を求めることができる。
- ④ 関係者に対し必要な説明又は資料の提供を求めることができる。

- ⑤ 監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

● 監事の責任

- ① 監査報告を作成しなければならない。
- ② 国立大学法人が法令に定めるところにより文部科学大臣に提出する書類を調査しなければならない。
- ③ 役員（監事を除く。）若しくは運営方針委員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は国立大学法人法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を総長（当該役員が総長である場合にあっては、総長及び総長選考・監察会議）及び運営方針会議へ報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

（５）給与等：

給与：月給 736,000円

手当：特別調整手当（10％）、通勤手当、期末特別手当、単身赴任手当、退職手当の支給あり

社会保険：文部科学省共済組合に加入

勤務地：京都大学吉田キャンパス（京都市左京区吉田本町）

（６）選考方法等：

第一次：書類選考

第二次：面接審査

※書類選考の上、面接を行う方には面接日時等をご連絡いたします。

※面接にかかる旅費等の経費は自己負担となります。

※面接は、オンライン方式により実施する場合もあります。

（７）応募に必要な書類：

① 略歴書（所定様式）【 word / pdf 】（記載例【 pdf 】）

② 監事としての抱負（所定様式・600字程度）【 word / pdf 】

（８）応募期日：令和8年9月15日（火）（必着）

<メール（ストレージ使用）の場合>

以下の受取フォルダにアップロードしてください。

[https://fsv.iimc.kyoto-u.ac.jp/public/a6qAQTjRjzppXNR\\_0QsDzJzxEoztePxvQkCZkf2c\\_wfI](https://fsv.iimc.kyoto-u.ac.jp/public/a6qAQTjRjzppXNR_0QsDzJzxEoztePxvQkCZkf2c_wfI)

アップロードされましたら「9. 問い合わせ先」に記載のメールアドレスへご一報ください。

（９）問合せ先：

〒606-8501 京都市左京区吉田本町 京都大学総務室

Mail:830soumu-koubo@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

(10) その他

応募された書類は選考のために使用し秘密は保持しますが、返却いたしませんのであらかじめ御了承ください。

なお、略歴書のうち、現住所を除く事項については、監事候補者として決定された場合、公表されることがありますので、あらかじめ御了承ください。

選考過程及び採否の理由に係る個別の問い合わせについては、公表する事項を除き、一切お答えしかねます。